

4 組織・体制

4-1 音更町災害対策本部組織図【本編第3章第2節】【地震第3章第1節】



4-2 音更町災害対策本部業務分担【本編第3章第2節】【地震第3章第1節】

部名	班名 (属する課)	所掌事務
総括部	総務班 (総務課) (情報・防災課) (選挙管理委員会事務局)	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 防災会議及び本部員会議に関する事。 3 庁内非常配備体制に関する事。 4 災害対策の業務計画作成に関する事。 5 関係団体、住民組織等の出動要請に関する事。 6 本部職員の非常招集に関する事。 7 自衛隊の派遣要請に関する事。 8 各地区との連絡情報に関する事。 9 気象等の特別警報・警報・注意報及び気象情報等並びに災害情報等の収集、伝達、記録に関する事。 10 災害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 11 災害日誌及び災害記録に関する事。 12 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関する事。 13 災害時における電力の確保に関する事。 14 通信連絡機能の確保に関する事。 15 備蓄食料及び資機材等の管理に関する事。 16 避難場所の開設及び管理に関する事。 17 支援活動団体等の配備調整に関する事。 18 他市町村等の応援要請に関する事。 19 労務供給対策に関する事。 20 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事。 21 消防機関との連絡調整に関する事。 22 災害応急物品等の手配及び調達に関する事。 23 本部各班関連対策業務の連絡に関する事。 24 その他各班に属しない事。
	調査第1班 (税務課) 調査第2班 (収納課)	1 被災世帯、被災住家の被災状況の調査に関する事。 2 罹災証明の発行に関する事。 3 各班に属さない災害調査に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班名 (属する課)	所掌事務
保健福祉対策部	福祉第1班 (福祉課) 福祉第2班 (子ども福祉課)	1 応急食料の供給計画作成及び炊き出しの実施に関する事 2 独居老人及び障がい者の被災調査及び安全確保に関する事 3 社会福祉施設の被災調査及び応急対策に関する事 4 応急生活援護物資の調達及び配布に関する事 5 日赤救助活動との連絡調整・受け入れに関する事 6 防災ボランティアとの連絡調整に関する事 7 義援金品の受付、保管及び分配に関する事 8 被災者に対する各種福祉資金に関する事 9 保育園児等の避難、誘導等の安全確保及び応急救護に関する事 10 保育施設、幼稚園、児童福祉施設の被災調査及び応急対策の実施に関する事 11 独居老人等、要配慮者の保護及び避難誘導に関する事 12 その他特命事項に関する事
	保健第1班 (保健センター) 保健第2班 (地域包括支援センター)	1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事 2 応急救護所の開設及び管理に関する事 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事 4 防疫班の編成及び実施に関する事 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6 医療、助産計画の作成及び実施に関する事 7 被災者に対する応急医療、助産、心のケアに関する事 8 医療品及び衛生材料の確保に関する事 9 傷病者の収容手当その他応急医療に関する事 10 避難所の応急医療の支援に関する事 11 その他特命事項に関する事
町民生活対策部	避難対策第1班 (町民課) 避難対策第2班 (木野支所)	1 避難者の誘導に関する事 2 避難所の総括(開設、管理及び運営)及び連絡調整に関する事 3 町民生活部所管施設の被災調査及び災害対策に関する事 4 その他特命事項に関する事

部名	班名 (属する課)	所掌事務
	環境衛生班 (環境生活課)	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 4 防疫業務の支援に関すること。 5 ごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等に関すること。 6 災害時における交通事故防止対策に関すること。 7 交通対策に伴う関係機関との連絡調整に関すること。 8 行方不明者の捜索に関すること。 9 遺体の収容及び安置に関すること。 10 逸走犬等家庭動物の収容に関すること。 11 その他特命事項に関すること。

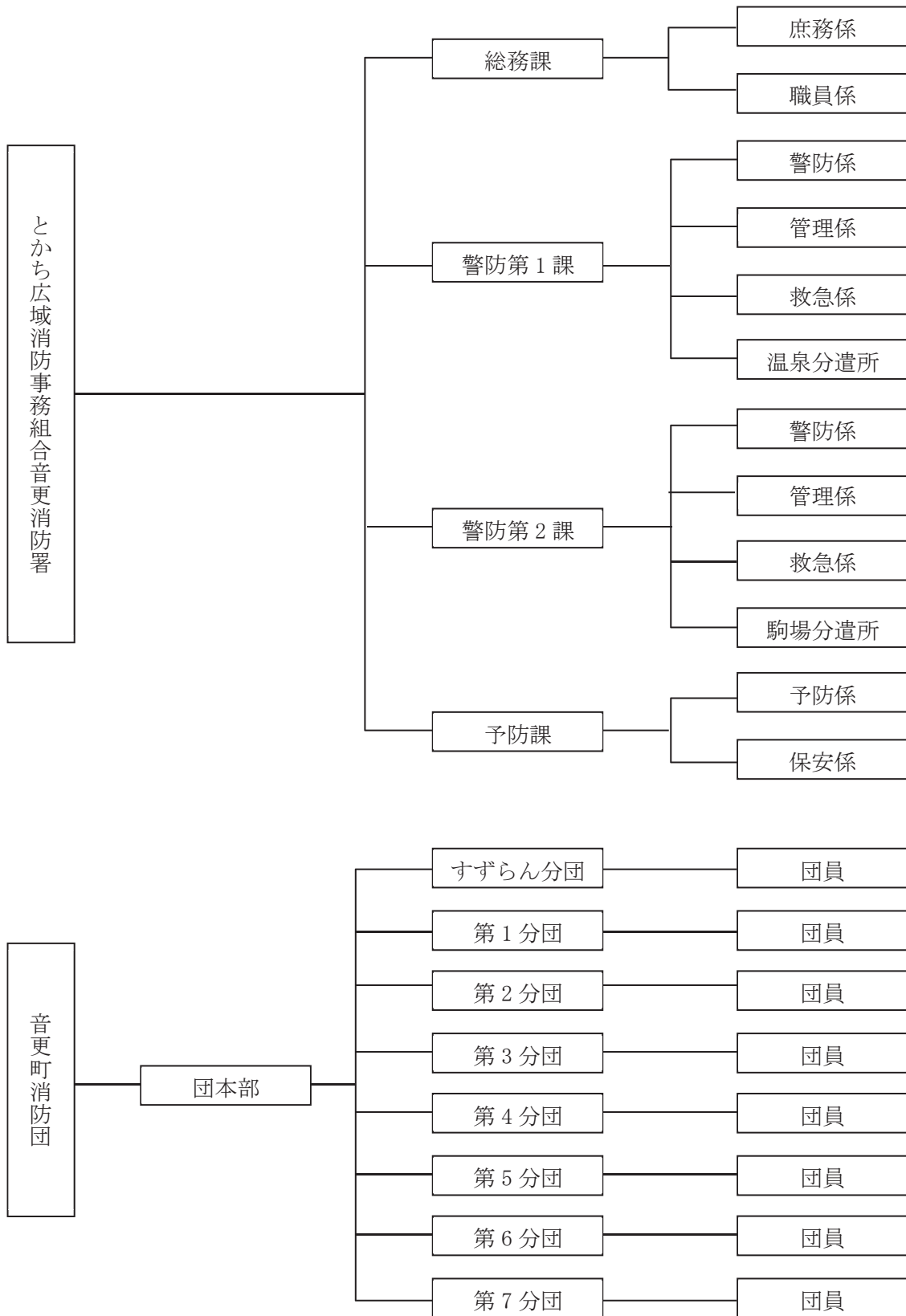
部名	班名 (属する課)	所掌事務
広報財政対策部	広報第1班 (企画課) 広報第2班 (広報広聴課) 財政班 (財政課)	1 町民に対する警報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)及び避難解除、災害情報等の周知、広報に関すること。 2 災害報道記事、災害写真等の収集及び写真撮影に関すること。 3 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 4 本部として行う広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 6 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 7 災害に関する相談、苦情等の処理に関すること。 8 住民組織との連絡及び協力に関すること。 9 その他特命事項に関すること。
	財政班 (財政課)	1 災害対策の予算措置に関すること。 2 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3 町有財産の被災調査及び応急対策に関すること。 4 町有財産(教育施設を除く。)の応急利用に関すること。 5 その他特命事項に関すること。

部名	班名 (属する課)	所掌事務
産業 対策部	農林業第1班 (農政課) 農林業第2班 (農業委員会事務局)	1 農業災害に対する応急措置に関すること。 2 農業関係被災調査に関すること。 3 被災農家に対する援護対策に関すること。 4 被災地の病虫害の防疫に関すること。 5 被災地の家畜感染症予防及び防疫に関すること。 6 飼料の確保に関すること。 7 林野火災対策計画に関すること。 8 林野火災の被害調査に関すること。 9 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 10 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること。 11 その他特命事項に関すること。
	産業土木班 (土地改良課)	1 土地改良施設の災害調査に関すること。 2 土地改良施設の応急措置に関すること。 3 土地改良施設の災害復旧に関すること (排水路愛護組合の管理する排水路を含む)。 4 その他特命事項に関すること。
	商工観光班 (商工観光課)	1 災害における商工業及び観光事業関係機関との連絡調整に関すること。 2 被災商工企業の被災調査及び復旧対策に関すること。 3 被災商工企業の金融相談及び応急対策に関すること。 4 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること。 5 観光事業関係の被災調査及び復旧対策に関すること。 6 入込客対策に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	産業連携班 (産業連携課) (ふれあい交流館)	1 産業間との連絡体制の整備に関すること。 2 地場製品の消費流通対策及び販売促進に関すること。 3 ふれあい交流館・特産センター利用者の安全確保等に係わる体制整備に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

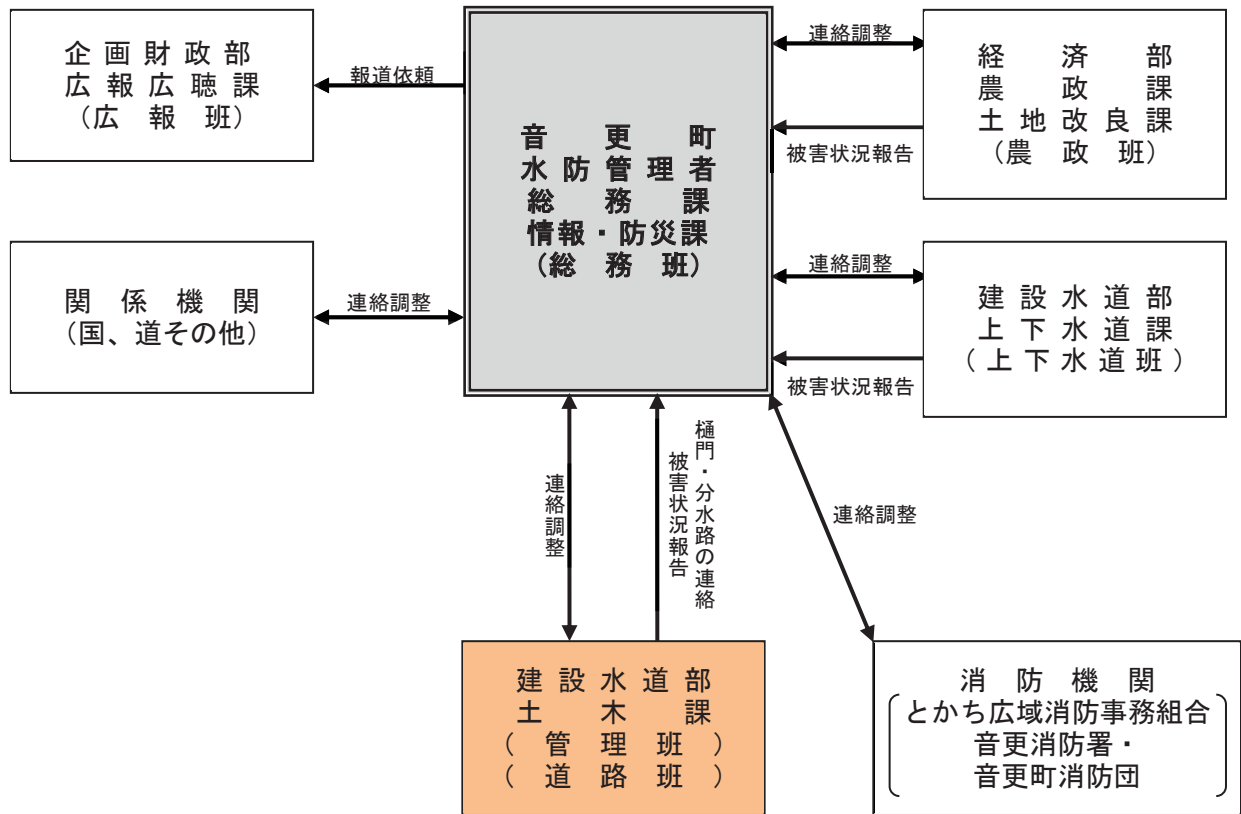
部名	班名 (属する課)	所掌事務
水道土木対策部	管理班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の被災調査及び防災措置に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 水防資材の備蓄及び点検に関する事。 5 部内の他班の主管に所属しない事。 6 災害時の土木建設用機械等の運用計画及び実施に関する事。 7 被災地の復旧事業に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
	道路班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の保護及び応急対策に関する事。 2 市街地の浸水防止対策に関する事。 3 応急資材の需給計画作成及び実施に関する事。 4 応急資材等の輸送に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 公園、緑地、街路樹等の被災調査及び応急対策に関する事。 7 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関する事。 8 災害復旧工事に関する事。 9 その他特命事項に関する事。
	住宅班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被災調査及び応急対策に関する事。 2 被災家屋等の構造的被害状況調査に関する事。(応急危険度判定等) 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 被災家屋等の応急修理に関する事。 5 応急救護所等の設営工事に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
	上下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 2 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関する事。 3 水道施設の被災調査及び応急対策に関する事。 4 配水調整に関する事。 5 水源及び配水施設の管理に関する事。 6 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事。 7 災害時の給水計画及び実施に関する事。 8 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 9 給水機器の確保及び輸送に関する事。 10 その他特命事項に関する事。

部名	班名 (属する課)	所掌事務
文教対策部	教育第1班 (学校教育課)	1 教育施設の被災調査及び応急対策に関すること。 2 教育施設の応急利用に関すること。 3 児童生徒の安全確保及び救護に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 災害時の学校給食に関すること。 6 教科書及び学用品の調達及び支給に関すること。 7 教職員の動員に関すること。 8 被災者及び災害応急対策従事者の炊き出しに関すること。 9 その他特命事項に関すること。
	教育第2班 (生涯学習課)	1 社会教育施設の被災調査、状況報告及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設の応急利用に関すること。 3 社会教育関係団体の応援及び協力要請に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	教育第3班 (文化センター) (図書館)	1 文化センター利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 2 図書館利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	教育第4班 (スポーツ課)	1 総合体育館及び武道館利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
支援部1	支援第1班 (議会事務局) 支援第2班 (監査委員事務局)	1 各部班への緊急支援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
支援部2	支援第3班 (出納室)	1 各部班への緊急支援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。

4-3 消防組織図【本編第4章第10節】【地震第3章第7節】【水防第8章】



4-4 音更町水防本部組織図【水防第8章】



4-5 音更町水防本部業務分担【水防第8章】

部	課	班	業務分担
総務部	総務課 情報・防災課	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の庶務及び各部との連絡調整 ・気象予報（注意報含む）、警報、特別警報及び情報等の収集、伝達 ・災害状況取りまとめ、災害記録 ・国・道に対する要請及び報告など
企画財政部	広報広聴課	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整など
経済部	農政課 土地改良課	農政班	<ul style="list-style-type: none"> ・危険水防区域の警戒巡視など
建設水道部	土木課	管理班 道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び水防措置要請、保護及び応急対策 ・危険水防区域の警戒巡視 ・道路の通行禁止区域及び制限措置の調整 ・公園、緑地、街路樹等の被災調査及び応急対策 ・市街地の浸水防止対策など
	上下水道課	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設及び下水道施設の状況、被害調査及び水防措置要請など
消防機関	とちぎ広域 消防事務組合 音更消防署 音更町消防団	-	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の警戒、水防活動など

4-6 消防団の水防分担区域及び配置人員【水防第8章】

部及び分団 の名称	消防団員の階級別定員								所管区域
	団長	副 団長	分団長	副分 団長	部長	班長	団員	計	
本部	1	2						3	町内一円
すずらん分団			1	1	2	2	10	16	町内一円
第1分団			1	1	3	3	16	24	大和(北9線以北)、住吉、東住吉、開進(北9線以北)、西昭和、東昭和、元昭和、昭和、中昭和、北昭和、福平、共和、音幌、東昭栄、昭栄、九線大和(北9線以北)、及び音更市街並びに音更市街周辺の区域内一円
第2分団			1	1	3	3	16	24	藤ヶ丘、北藤ヶ丘、開進(北9線以南)、九線大和(北9線以南)、大和(北9線以南)、南大和、然別、鈴蘭、柳町、緑陽台及び木野市街並びに木野市街周辺の区域内一円
第3分団			1	1	3	3	12	20	門前、高校、西駒場、中駒場、北駒場、東中音更、大牧、共進、牧場、誉、北上、北栄、上然別及び駒場の区域内一円
第4分団			1	1	3	3	16	24	春日、桜田、富丘、北進、相生、栄進、栄進南、旭、東旭、栄、長流枝及び温泉の区域内一円
第5分団			1	1	2	3	9	16	武儀、南武儀、南中新政、富士、忍、東平和、北林、元林、勲、錦、瑞穂、柏葉、東豊田、豊秋、光、稔、報徳、八千代及び稲穂の区域内一円
第6分団			1	1	2	3	9	16	高倉、朝日、鎮鍊、矢部、東土狩及び万年の区域内一円
第7分団			1	1	2	3	9	16	共力、友進、牧、北柏、南柏、下牧、大盛、上牧、更生、光和、西大牧及び西中の区域内一円
計	1	2	8	8	20	23	97	159	

※音更町消防団規則より抜粋。

4-7 音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制【本編第3章第2節】【水防第9章第1節】

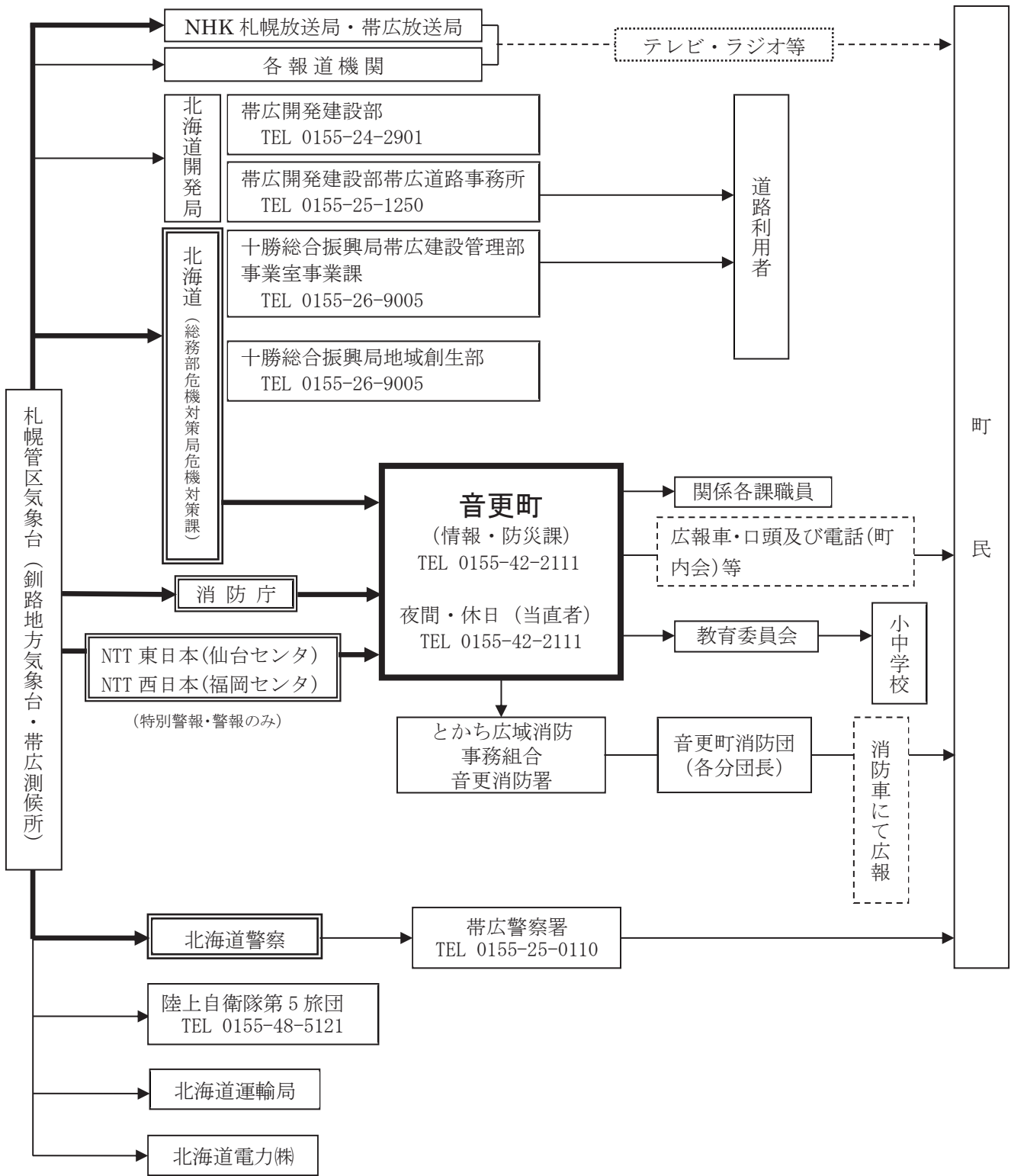
区分	【第1次警戒体制】
配備基準	気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備体制	情報・防災課が情報収集及び連絡にあたる。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ関係部課へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 総務課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区分	【第2次警戒体制】
配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記警報発令状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 2 今後災害が発生するおそれがあり、災害対策に備える必要があるとき。
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報・防災課長は、次の部課長を招集し、部課長は必要に応じ所属職員を招集して巡視、情報収集にあたる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経済部 農政課、土地改良課 (2) 建設水道部 都市計画課、土木課、建築住宅課、上下水道課 (3) その他関係部課 2 その他の部課長は（自宅）待機とし、状況により速やかに参集できる体制とする。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報・防災課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 情報・防災課長は、関係部課と情報収集、情報提供、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、情報・防災課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 総務課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 2 今後更に被害が拡大するおそれがあるとき。
配備体制	1 第2次警戒体制に係る部課長は必要な所属職員を招集する。 2 状況に応じ、その他の部課長を招集する。 3 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行できる体制とする。
活動内容	1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を情報・防災課長に報告するものとする。 (1) 初期の災害対策活動にあたる。 (2) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 (3) 災害対策に関係する協力機関及び町民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 本部長は、各対策部所属の必要な職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行できる体制とし、その他の職員は（自宅）待機とする。
活動内容	1 各対策部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 (1) 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 (2) 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
配備体制	1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

4-8 音更町地震災害時に係る非常配備体制【地震第3章第1節】

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	被害は軽微と見込まれるが、公共機関、施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。（目安：震度4以上）
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報・防災課が情報収集及び連絡にあたる。 2 情報・防災課長は、次の部課長を招集し、部課長は必要に応じ所属職員を招集して巡視、関係対策にあたる。 町民生活部 町民課、木野支所 保健福祉部 福祉課、子ども福祉課 経済部 農政課、産業連携課、土地改良課 建設水道部 都市計画課、土木課、建築住宅課、上下水道課 教育委員会 教育部 学校教育課、生涯学習課、スポーツ課 その他関係部課 3 その他の部課長は（自宅）待機とし、事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備体制に移行できる体制とする。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報・防災課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を情報・防災課長に報告するものとする。 （1）初期の災害対策活動にあたる。 （2）災害対策に係る協力機関及び町民との連絡調整にあたるとともに、関係施設の被害状況の把握に努める。 3 その他の部課長は第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、職員に対し（自宅）待機を指示する。
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。（目安：震度5強以上）
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 本部長は各対策部所属の必要な職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備体制に移行できる体制とし、その他の職員は（自宅）待機とする。
活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 （1）災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるように所要の人員を非常配備させる。 （2）災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被害状況について各対策部長に報告するものとする。
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	町全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（震度6以上）
配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

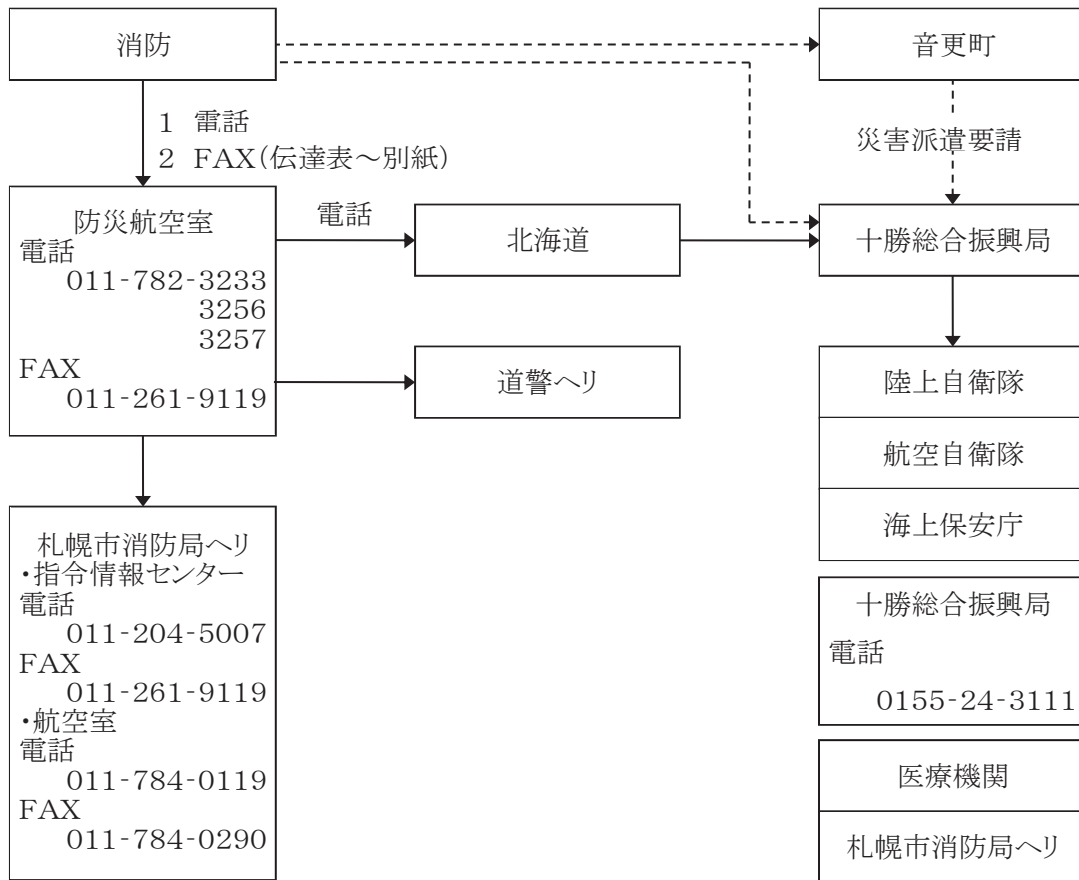
4-9 気象情報等伝達系統図【本編第5章第1節】



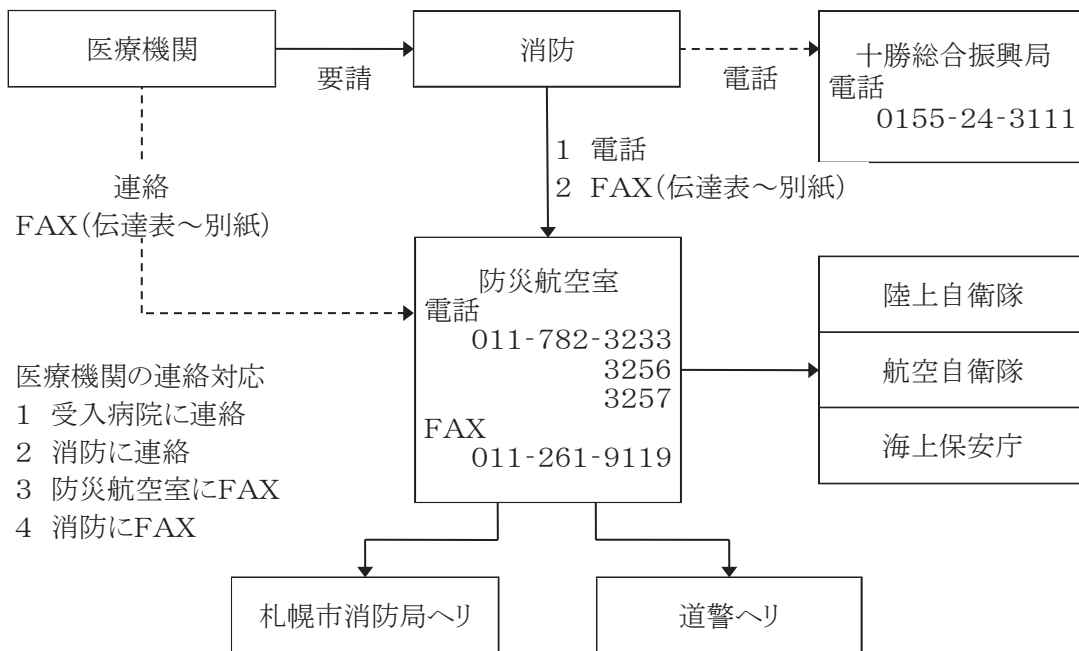
※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
→ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
- - - - - → は放送・無線

4-10 消防防災ヘリコプター運航系統図【本編第5章第8節】【地震第3章第11節】

【消防防災関係業務】



【救急患者の搬送】



4-1-1 通信連絡系統図【水防第4章、第5章】

機関名	連絡責任者	所在地	電話番号
木野支所	所長	音更町木野大通西6丁目1	31 - 2101
音更消防署	署長	音更町木野西通16丁目1	30 - 3322
十勝総合振興局	地域政策課主幹	帯広市東3条南3丁目	26 - 9023
帯広開発建設部	治水課長	帯広市西4条南8丁目	24 - 4105
帯広開発建設部 帯広河川事務所	所長	幕別町西町145	25 - 1294
十勝総合振興局 帯広建設管理部	事業課 施設保全室主査 (管理)	帯広市東3条南3丁目	27 - 8707
株式会社 NTT東日本 - 北海道 北海道東支店	総括担当課長	帯広市西4条南5丁目	23 - 8920
北海道電力株式会社 東支店	支店長	帯広市西5条南7丁目2	24 - 5161
帯広警察署 音更交番 木野交番 駒場駐在所 十勝川駐在所	所長 巡查部長 " "	音更町大通11丁目3 " 木野大通東7丁目 " 駒場市街 " 十勝川温泉	42 - 2151 31 - 2151 44 - 2120 46 - 2151
音更町農業協同組合	管理部長	音更町大通5丁目1	42 - 2131
木野農業協同組合	管理部長	音更町木野大通西6丁目1	31 - 2131
十勝大雪森林組合	総務課長	音更町東通15丁目5	42 - 2301
音更町商工会	事務局長	音更町大通8丁目4	42 - 2246
日本郵便株式会社 北海道支社音更郵便局	局長	音更町新通19丁目1	42 - 2360
電源開発株式会社 東日本支店 上士幌電力所	所長	上士幌町字上士幌東2線228の3	01564- 2-4101

4-12 消防機関の非常配備体制【水防第9章第1節】

【消防機関の非常配備体制】

種別	配備の時期	配備の内容
待機 (第1非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(待機)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、かつ、河川等の状況により待機が必要であると認められたとき。 3 知事から待機の指示を受けたとき。	1 消防職・団員のうち分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し、自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒を行う。
準備 (第2非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(準備)が発令されたとき。 2 大雨警報又は洪水警報が発令され、かつ、河川等の状況により水防活動の準備が必要であると認められたとき。 3 知事から出勤準備の指示を受けたとき。	1 消防職全員及び消防団員の一部を招集し、各隊の編成を行う。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集に努める。 3 出勤車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行う。 4 水防資器材及び各隊装備機材の整備、準備を行う。 5 出勤の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行う。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所非常監視警戒の強化を行う。
出勤 (第3非常)	1 水防警報指定河川に水防警報(出勤)が発令されたとき。 2 大雨警報や洪水警報、大雨特別警報や記録的短時間大雨情報等が発表され、かつ、雨量水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 3 知事から出勤の指示を受けたとき。	1 消防職・団員の全部を招集し、隊の編成を行うとともに、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行う。